

第1 土壌汚染対策法の概要

1 目的 (法第1条)

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。

2 特定有害物質 (法第2条)

鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康被害を生ずるおそれがあるもの25物質を示します。

分類	特定有害物質の種類	指定基準		第二溶出量基準 (mg/L)	地下水基準 (mg/L)
		土壌溶出量 基準(mg/L)	土壌含有量 基準(mg/kg)		
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下	0.004 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	ジス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下	0.04 以下
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下	1 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.3 以下	0.03 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	1 以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	0.0005 以下 検出されないこと	15 以下	0.005 以下 検出されないこと	0.0005 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	ふつ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	24 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	30 以下	1 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下	0.006 以下
	PCB	検出されないこと	—	0.003 以下	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下	検出されないこと

(注) 自然的原因により有害物質が含まれ、基準を超える土壌についても法の対象として取り扱います。

3 制度の概要

土壤汚染による環境リスクの管理として、土壤汚染に係る土地を的確に把握するため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を行い、環境リスクに応じた措置を講ずる制度になっています。

【調査の機会】

①有害物質使用特定施設
(水質汚濁防止法に規定する特定施設)の使用の廃止のとき

(法第3条)

②3,000m²以上の土地の形質変更を届け出で、土壤汚染のおそれがあると市長が認めるとき

(法第4条)

③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認めるとき

(法第5条)

自主調査

【土壤汚染状況調査】

土地所有者(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を市長へ報告

自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地所有者等が市長に区域の指定を申請
(法第14条)

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

【区域の指定等】

○健康被害が生ずるおそれに対応して「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」として指定・公示

(法第6条、法第11条)

○指定した区域の台帳を調製、保管し、閲覧(法第15条)

【要措置区域】(法第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 市長は土地所有者等又は汚染原因者に対し汚染の除去等の措置を指示(法第7条)
- 市長から命じられた指示措置や軽易な行為以外に土地の形質変更が禁止(法第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

【形質変更時要届出区域】(法第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が必要な区域

※ 摂取経路の遮断が行われた区域を含む

- 土地の形質変更を行おうとする者は、着手の14日前までに、市長に計画を届出(法第12条)
- 形質変更の実施方法が適切でない場合、市長は計画の変更を命令(法第12条)

汚染の除去が行われたときは指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制(法第16条～法第28条)

(19頁)

- 要措置区域、形質変更時要届出区域内の土壤の搬出を規制(着手の14日前に届出(法第16条)、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令(法第17条～第19条))
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務(法第20条)
- 汚染土壤処理業の許可制度(法第22条～第28条)

第2 土壤汚染状況調査（法第3条、第4条、第5条共通）

土壤汚染状況調査は、土地を所有等する権原に基づき、土地の所有者等が自らの土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握するものとして実施します。

① 土地の所有者等

土地の掘削等を行うために必要な権原を有する、土地の所有者が該当します。なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当します。

【土地の所有者以外の管理者又は占有者が該当する場合の例】

所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等

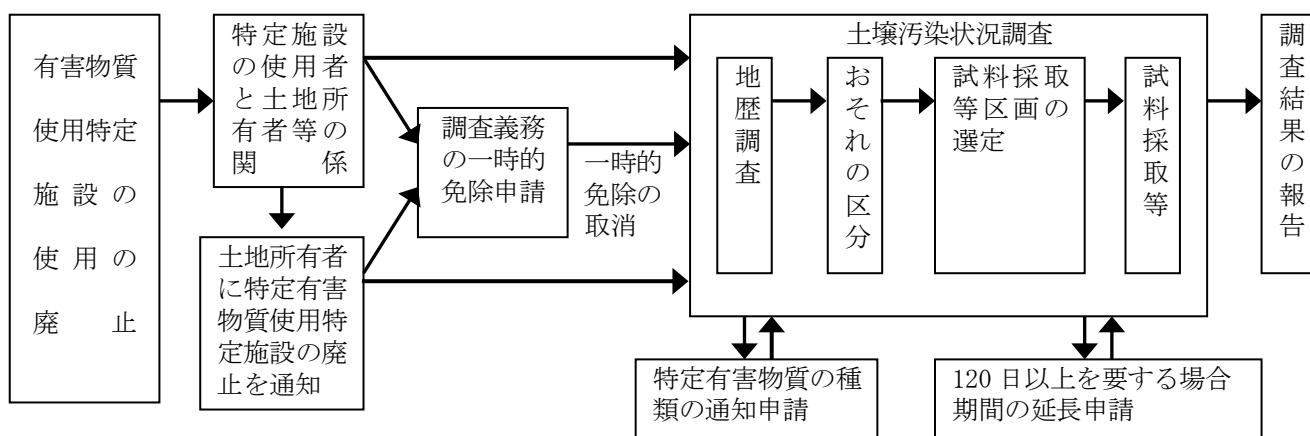
② 調査の実務者

土壤汚染状況調査は、土地の所有者等が環境大臣の指定を受けた者（「指定調査機関」といいます）に依頼して行います。指定調査機関は、環境省のホームページに記載されています。

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/dojo.html>

1 有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法特定施設）の使用の廃止のとき（法第3条）

使用が廃止（施設の使用をやめるか、又は施設の使用は続けるが特定有害物質の使用をやめる時点）された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の特定施設であって、特定有害物質を製造・使用・又は処理するもの）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、有害物質使用特定施設を設置していたもの又は市長から通知を受けたものは、土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査（8頁）させて、その結果を市長に報告しなければなりません。



（1）調査結果の報告期限（法第3条、規則第1条）

調査の義務が発生した日から起算して120日以内に報告を行ってください。報告期限内に報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、申請により、期限を延長することができます。

区分	報告期限	報告様式	備考
①土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設を設置していた者である場合	使用が廃止された日から120日以内	様式第1	
②市長から有害物質使用特定施設の使用の廃止の通知を受けた場合	市長からの通知を受けた日から120日以内	様式第1	
③法第3条第1項ただし書の確認が取り消された場合	規則第21条の確認の取り消しの通知を受けた日から120日以内	様式第1	

※ 「有害物質使用特定施設」は、意図的に特定有害物質を使用等するものに限られ、特定有害物質を微量含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設（例 生コンクリート製造用のバッチャープラント、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設 等）は含まれません。

(2) 調査の対象となる特定有害物質 (法第3条、規則第3条)

使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物のみならず、調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ、汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を対象として調査を行います。

このため、調査実施者（指定調査機関）は、市長に対し、試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類の通知を申請することができます。結果は申請後30日以内に調査実施者に通知します。

区分	提出期限	様式	添付書類	備考
特定有害物質の種類の通知申請 (規則3条1項)	土壤汚染状況調査において必要と認める時期	様式第2	調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を記載した書類	

※ 「周辺の土地」とは、調査対象地の周辺の土地であって当該調査対象地における汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地のことを示します。

(3) 調査期間延長の申請 (法第3条、規則第1条)

(1)の期間内（120日以内）に調査結果を報告することができない特別の事情があると認められるときは、土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができます。

区分	提出期限	様式	添付書類	備考
調査期間の延長の申請	特別の事情があるとき	任意	特別の事情を示す書面	

【特別の事情の例】

- ① 自然災害の発生や気象条件により一定期間は調査が困難であること
- ② 土地が広大であり調査の実施に長期間を要すること
- ③ 建築物をまもなく除却する予定であり除却時に併せて調査に着手することが合理的であること
- ④ 調査業務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること

(4) 調査義務の一時的免除の申請 (法第3条、規則第16条)

有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたときは、その状態が継続する間に限り、調査の実施を一時的に免除することができます。

区分	提出期限	様式	添付書類	備考
①土壤汚染状況調査の一時的免除の確認申請 (法3条1項ただし書)	遅滞なく	様式第3	土地の利用方法が確認できる書面	
②所有権の譲渡、相続、合併等により、その地位を承継した場合 (規則16条3項、4項)	遅滞なく	様式第4	地位の承継が確認できる書面	有害物質使用特定施設の設置状況等の情報が適切に引き継がれること
③予定されている土地の利用方法に変更が生じた場合 (規則19条)	遅滞なく	様式第5	利用方法が確認できる書面	土地利用の方法が調査義務の一時的免除が可能な土地の基準に該当しなくなった場合、市長はその旨所有者等に通知します。(規則21条) この場合、(1)の表中の③(3頁)に該当し、調査が必要となります。

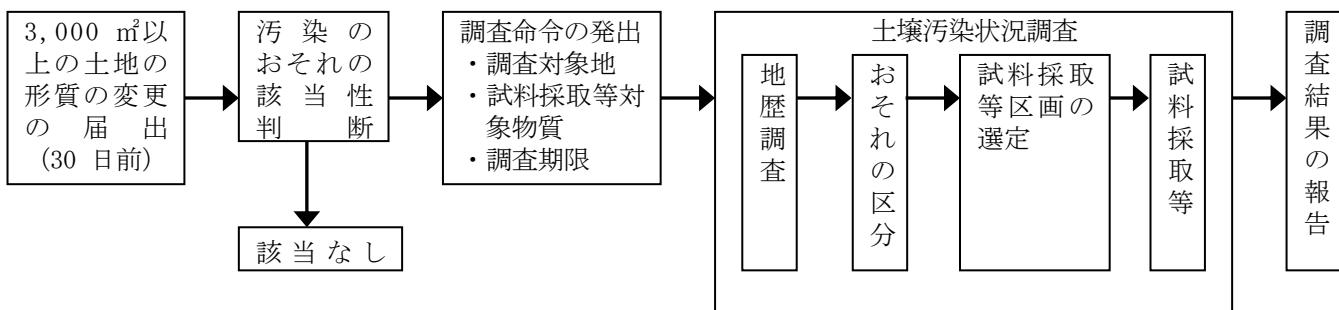
【調査義務の一時的免除が可能な土地】(規則16条2項)

- ① 工場・事業場（関係者以外立入りできないものに限る）敷地として引き続き利用される土地
 - ・引き続き同一事業者が管理する土地のすべてを一般の者が立ち入ることのない倉庫に変更する場合
 - ・有害物質使用特定施設を廃止し、新たな施設を設置するまでの間、更地として社内保有し、管理する場合（新たな施設の設置時期は明確であるもの）
 - ・一般の者も立ち入ることができる大学等の敷地については、有害物質使用特定施設が廃止された後に、引き続き同じ大学等の敷地として用いられる土地
- ② 小規模な工場・事業場で、住居が一体として設置されており、その住居に設置者が居住し続ける土地
- ③ 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地

2 一定規模以上の土地の形質変更時の調査命令 (法第4条)

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、形質の変更（土地の形状を変更する行為全般をいいます。）の土地の面積（掘削や盛土）が「3,000m²以上」のものをしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出なければなりません。

この届出を受けた場合、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関により調査をさせて、その結果を報告するよう命じます。



(1) 届出

届出の義務を負う者は、土地の形質の変更をしようとする者であり、施行に関する計画の内容を決定する者です。（例えば、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では開発業者等が該当し、また、工事の請負の発注者と受注者の関係では一般的に発注者が該当します。）

また、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して「3,000m²以上」となる場合は、まとめて一の土地の形質の変更として、届け出でください。

区分	提出期限	添付書類
一定の規模以上の土地の形質の変更の届出書（様式第6） (法4条1項)	土地の形質の変更に着手する日の30日前まで (契約事務や設計等の準備行為を含まない)	<ul style="list-style-type: none">土地の形質の変更の対象となる土地の所在地(1:3000~1.5万程度の縮尺)土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面土地所有者等であることを証する書類(登記事項証明書及び公図の写し) ただし、届出者と土地所有者等が異なる場合、上記に加えて土地所有者等の同意書及び工事請負契約書を添付すること。土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（掘削部分と盛土部分が区別して表示されること）土地利用履歴書 届出された土地の土壤汚染の有無を迅速に判断するため、あらかじめ土地の所有者等に土地利用履歴の報告を求めるもの工程表土壤汚染状況調査報告書 既に土壤汚染状況調査を実施している場合は添付すること。

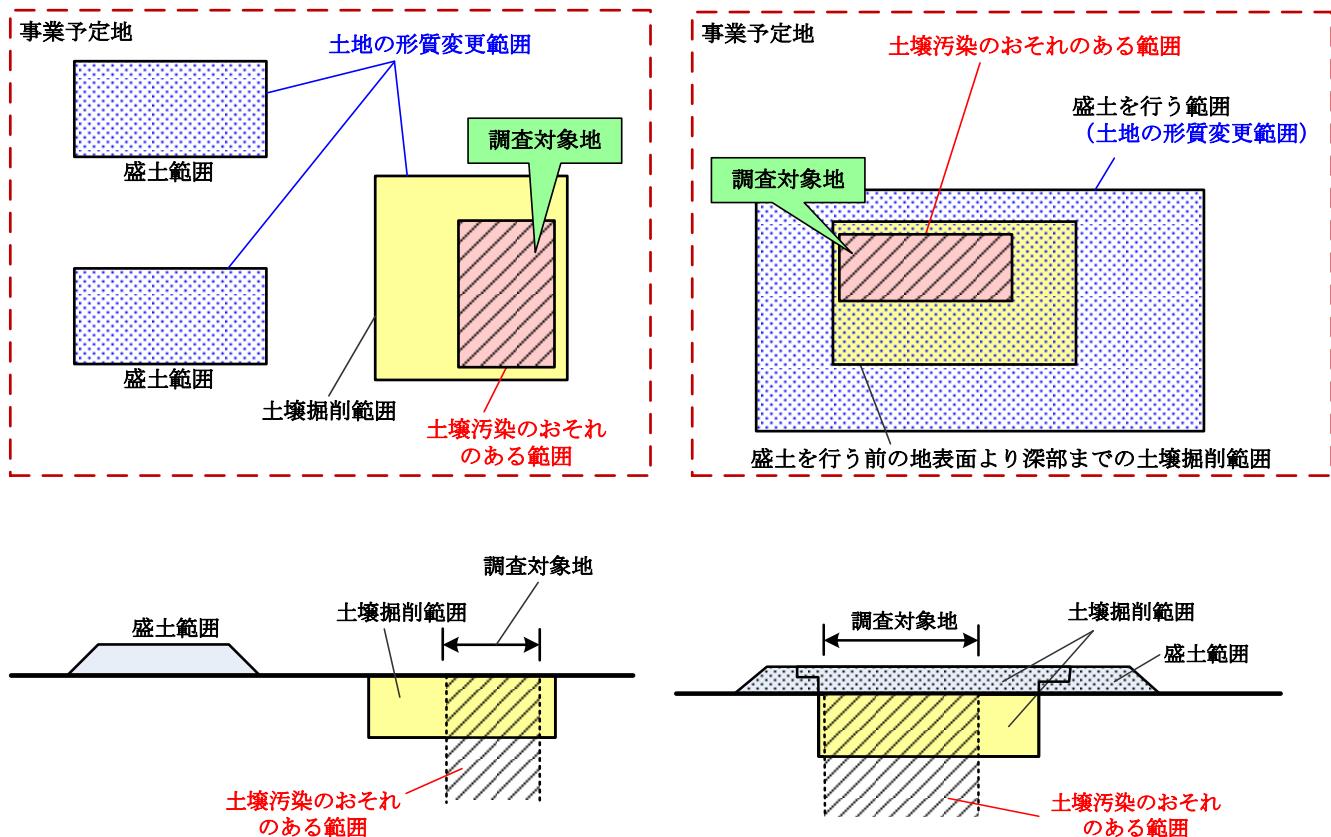
【届出が不要な行為】 (法第4条、規則第25条)

次の①から⑤のいずれかに該当する行為は、3,000m²以上であっても届出不要です。

- ① イからハのいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

【届出が不要な土地の形質の変更の例】

- ・土地の改変面積は3,000m²以上であるが、全てが「盛土」である場合
- ・掘削と盛土の面積の合計が3,000m²以上であるが、最大の深さが50cm未満であって、掘削土は区域内で使用する場合



(2) 調査命令

(1) の土地の形質の変更の届出を受けた場合、「特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準」に該当すると認めるときは、土地所有者等に対し、指定調査機関に調査を行わせて、その結果を報告するよう命じます。

なお、調査の命令の対象となる土地は、土地の形質の変更が行われる土地のうち「掘削部分」であって、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準に該当する土地になります。

「盛土部分」は、土地が汚染されていたとしても、調査命令の対象とはなりません。

【特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準】（規則第26条）

- ① 特定有害物質による汚染が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地
(例) 自主調査等で基準不適合が明らかな土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
(例) 過去に有害物質を使用する水質汚濁防止法特定施設が設置されていた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地（環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合を除く）
(例) ガソリンスタンド等
- ⑤ ②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合
(例) 鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後5年経過し、かつ、鉱山保安法の鉱害防止設備がないもの）

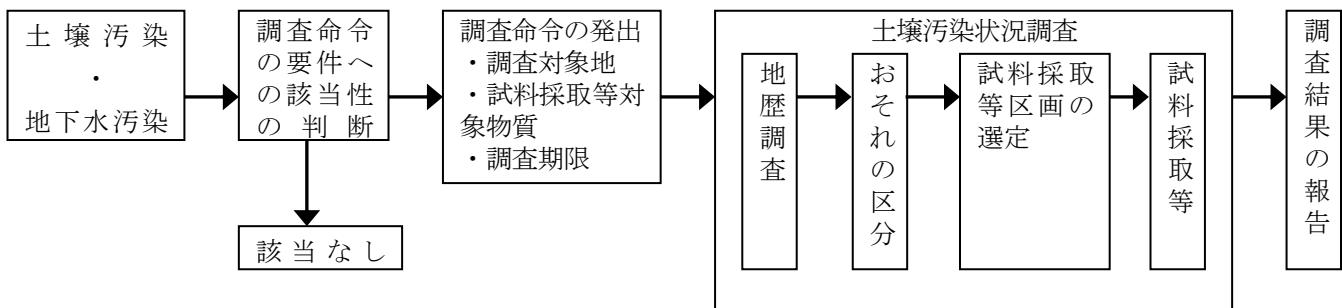
(3) (2)の調査命令を受けたときの調査の実施及び留意事項

土地の所有者等は、指定調査機関に調査(8頁)させて、その結果を市長に報告しなければなりません。なお、調査報告期限は、調査の障害となる構造物のない更地の場合、命令から120日程度が目安となります。

また、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、当該土地においては調査以外の土地の形質の変更を行うことのないよう注意してください。

3 健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合の調査命令（法第5条）

土壤汚染が存在する蓋然性が高い土地であって、かつ、汚染があるとすればそれが人に摂取される可能性がある土地として、調査命令の要件に該当する土地があると認めるときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査を行わせて、その結果を報告するよう命じます。



【調査命令の要件】

Aの要件及びBの要件を満たすこと

Aの要件

次の①～③の要件のうち、いずれかに該当すること

- ① 土壤溶出量基準に不適合で、その土壤汚染に起因して地下水基準不適合又は確実であり、それにより地下水汚染が拡大するおそれのある区域に飲用井戸等あること
- ② 土地の土壤が溶出量基準に不適合のおそれがあり、その土壤汚染に起因して地下水基準不適合で、地下水汚染が拡大するおそれのある区域に飲用井戸等あること
- ③ 土地の土壤が含有量基準に不適合又はそのおそれがあり、その土地に関係者以外の人が立ち入ることのできる土地であること

Bの要件

次の①及び②のいずれにも該当しないこと

- ① 法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていること
(ただし、措置の実施中、又は計画中も含みますが、調査命令が発出する可能性があることを知った後のものは除きます。)
- ② 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地であること

注) 廃棄物最終処分場の跡地が埋立等の終了の後も引き続き一般環境から区別されている場合等であれば、適切に管理されている限り、特定有害物質を含んでいたとしても、調査の命令の対象とはなりません。

なお、非鉄製鍊業や鉄鋼業の製鍊・製鋼プロセスで副生成物として得られるスラグ等や石炭火力発電に伴い排出される石炭灰等が土木用・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺土壤と区別して用いられている場合は、土壤とはみなしません。

第3 土壤汚染状況調査の方法（法第3条、第4条、第5条共通、規則第4条～第15条）

土壤汚染状況調査の方法は、法第3条、第4条及び第5条とも基本的に同じ方法です。土地の所有者等が指定調査機関に行わせて実施します。

調査の方法は、調査対象地を100平方メートル単位の区画に分割し、調査実施者（指定調査機関）が行う土地の利用履歴等の調査の結果に基づき、各区画を土壤汚染が存在するおそれに対応して3種類に分類し、各区画を分類ごとに定められた方法にしたがって、土壤等の試料の採取及び測定を実施します。

1 情報の入手・把握

調査実施者（指定調査機関）は、調査対象地及びその周辺の土地について、「土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報」を把握し、試料採取等の対象とすべきものを選定します。

【土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報】

- ① 調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴等を踏まえ、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質
- ③ 当該履歴から埋設等、使用等又は貯蔵等をしていたことが判明した特定有害物質及びその分解生成物等を土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがあると認められる特定有害物質

2 調査対象地・調査対象有害物質の確認及び土壤汚染のおそれの分類

おそれの区分の分類	土地の特徴	例	各単位区画ごとの試料採取
土壤汚染のおそれがないと認められる土地 「A」	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地	・山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等	試料採取は行わない
土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地 「B」	直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地	・事務所(就業中の従業員が出入りできるものに限る。)、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地(就業中の従業員が出入りできるものに限る。)、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等	30m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの一部対象区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する (5地点均等混合法)
A及びB以外の土地 (おそれがある土地) 「C」	土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地 ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地 ・上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の配水管及び排水処理施設	すべての当該単位区画において1地点の試料採取

3 調査対象土地の試料採取地点等

調査実施者（指定調査機関）は、次の分類により 10m格子（単位区画）ないし 30m格子で試料を採取します。

分類	単位区画・30m格子の状況	試料採取地点	試料採取等の方法	調査の深度
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	「C」の単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壤ガス調査（地下水の存在によりガス採取できない場合は地下水調査） ※土壤ガス調査において特定有害物質が検出された場合には、土壤溶出量調査	土壤ガス調査は地表から概ね 80~100cm ※土壤溶出量調査は 10mの深部まで
	30m格子内に「B」の単位区画がある場合で、中心単位区画が調査対象地の場合	中心の単位区画の中心地点		
	30m格子内に「B」の単位区画がある場合で、中心単位区画が調査対象地でない場合	格子内の「B」の単位区画のうち 1 区画の中心地点		
第二種特定有害物質 (重金属等)	「C」の単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壤溶出量調査及び土壤含有量調査	汚染のおそれが生じた場所の位置（調査義務の契機となった有害物質使用特定施設が設置されていた時点の地表や地下配管の高さ）
	30m格子内に「B」の単位区画が 6 以上	「B」の単位区画のうち 5 区画の中心地点		
	30m格子内に「B」の単位区画が 5 以下	「B」の単位区画すべての中心地点		
第三種特定有害物質 (農薬類)	「C」の単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壤溶出量調査	同上
	30m格子内に「B」の単位区画が 6 以上	「B」の単位区画のうち 5 区画の中心地点		
	30m格子内に「B」の単位区画が 5 以下	「B」の単位区画すべての中心地点		

- （注） 1 単位区画内で中心地点よりも土壤汚染が存在する可能性が高い部分がある場合、当該地点で試料採取する。
 2 中心地点が急傾斜地であったり、使用中の構造物が存在し、その構造物の除去が調査後の土地利用に著しい支障をきたす場合等、当該地点において試料の採取を行うことが困難な場合には、同じ単位区画内の別の地点で試料を採取できる。
 3 30m格子で汚染が判明したときは、単位区画で試料採取を行う。
 4 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層（地表から 5 cmまで）の土壤と、5 から 50 cmまでの深さの土壤を採取し、2 種類の深さの土壤の重量が均等になるように混合し、土壤溶出量又は土壤含有量を測定すること。

4 調査の過程の省略

調査費用の低減及び調査の効率化の観点から、調査の過程の全部又は一部の省略が認められます。

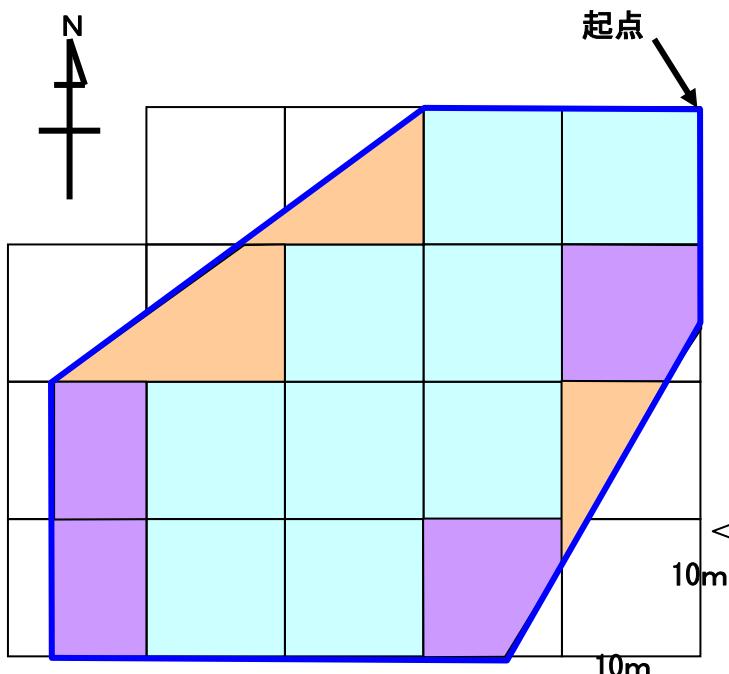
ただし、調査を省略した場合は、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることとなります。

5 分解生成物

第一種特定有害物質の調査にあたっては、分解生成物が含まれ、調査の対象となります。

過去の調査結果等で使用履歴が明らかとなった特定有害物質	同左の分解生成物である特定有害物質
テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

＜土壤汚染調査の単位区画の設定のイメージ図＞



単位区画の設定

調査地域のうち最も北の地点(複数ある場合は最も東の地点)を起点といふ。

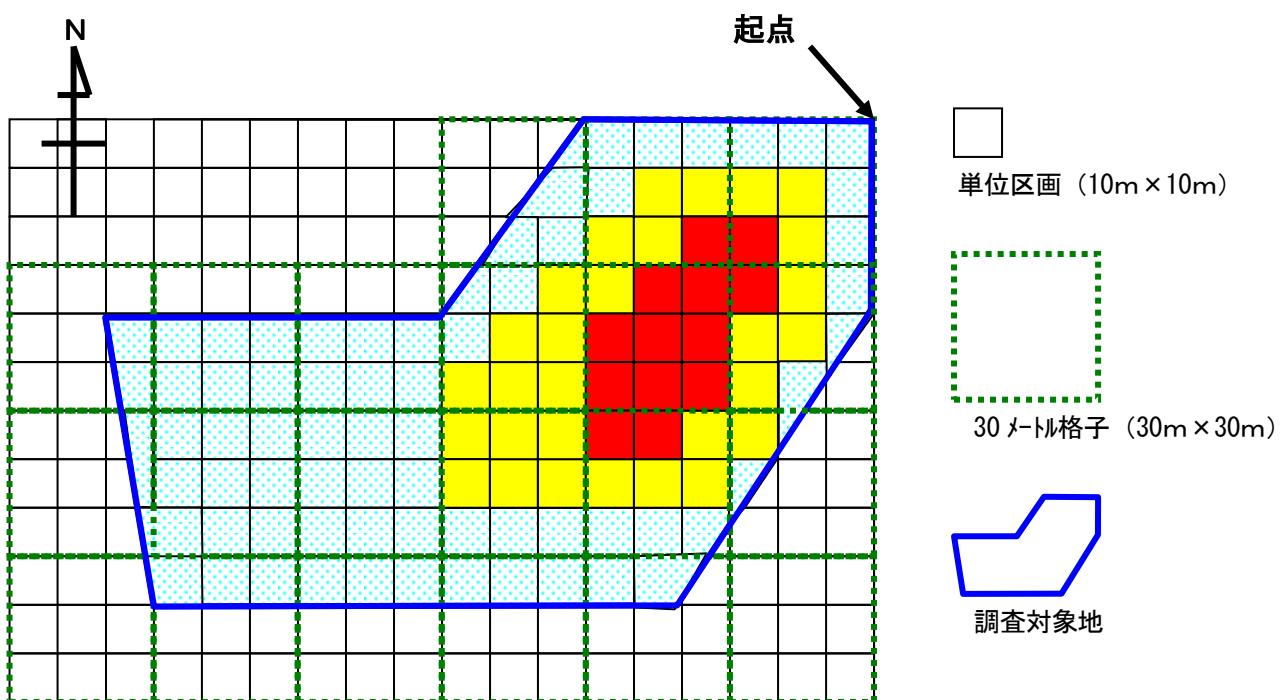
起点から東西方向・南北方向に10m間隔で区分される区画を基本とする。

(単位区画といふ)

隣接部分との合計が130m²以内でかつ1辺が20m以内であるなら隣接区間を合わせて1つの単位区画とすることができる。

設定の一例

法第4条第2項の調査命令による土壤調査については、掘削箇所のみが調査命令対象地となるため共通する起点を一つ決め、単位区画を設定する。



試料採取地点の設定

調査地域について汚染状況により3段階に分類し調査を行う

汚染のある土地 (赤で示す地点) → 単位区画ごとに土壤調査を実施

汚染の少ない土地 (黄で示す地点) → 原則30メートル格子を単位として土壤調査を実施

汚染のない土地 (青で示す地点) → 土壤調査は行わなくてよい

6 形質変更時要届出区域のうち自然由来又は埋立地における特例 (規則第10条の2ほか)

区域の分類	定義	調査の特例
自然由来特例区域	土壤の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	<p>①調査対象地の範囲が900m格子を超えない場合 調査対象地の最も離れた二つの単位区画を含む30m格子（調査対象地が一の30m格子内にある場合にあっては、当該30m格子）の中心を含む単位区画（当該30m格子の中心が当該調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該30m格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とする</p> <p>②調査対象地の範囲が900m格子を超える場合 当該調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して900m間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「900m格子」という。）のうち一の900m格子内に当該調査対象地の最も離れた二つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む900m格子ごとに、当該900m格子の最も離れた二つの単位区画を含む30m格子の中心を含むそれぞれの単位区画（当該30m格子の中心が当該900m格子内にない場合にあっては、当該30m格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とする。地調査対象地が道路であって延長が900mを越える場合等、最も離れた二つの単位区画が900m格子内に含まれないときは、当該900m格子ごとに2地点で試料採取等を行うこととする</p>
埋立地特例区域	昭和52年以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による埋立て又は干拓の事業により造成された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	調査対象地全域について、900 m ² 単位で試料採取等を行うこととする。試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合については、30m格子内の1地点で試料採取等を行い、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合については、30m格子内にある9つの単位区画のうち最大5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する（5地点均等混合法）こととする
埋立地管理区域	<p>①公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地</p> <p>②公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地</p>	

第4 自主調査による要措置区域・形質変更時要届出区域への指定の申請（法第14条）

土地の所有者等は、第2の「土壤汚染状況調査」の義務の適用を受けない土地において、土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準、含有量基準に適合しないと思料するときは、当該土地の区域について「要措置区域（法第6条第1項）」又は、「形質変更時要届出区域（法第11条第1項）」に指定するよう申請することができます。

1 指定の申請（法第14条第1項、第2項）

申請にあたっては、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、所有者全員の合意が必要です。

区分	提出期限	様式	添付書類
指定の申請 (法14条)	規定なし	様式第11	<ul style="list-style-type: none">・土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査の方法及び結果・申請に係る土地の周辺の地図・申請に係る土地の場所を明らかにした図面・申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類（登記事項証明書及び公図の写し）・申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類 (土地の掘削等を行うために必要な権原が申請者のために設定された旨の契約書の写し)

2 指定（法第14条3項）

申請に係る調査が公正に、かつ、法に定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

なお、土壤汚染状況調査と同様、調査の過程の全部又は一部を省略して申請をすること認められますが、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地として指定しますので、注意してください。

お知らせ

自主調査によって土壤汚染が明らかになった土地については、「指定の申請」を行うことをお勧めします。何らかの理由で「指定の申請」が行えない場合であっても、汚染土壤については、土壤汚染対策法に準じて、土地の管理や汚染土壤の拡散の防止を行うとともに、周辺住民への健康影響についても配慮が必要です。土壤汚染が明らかになりましたら、長崎市環境保全課までご相談ください。

第5 要措置区域と形質変更時要届出区域の概要 (法第6条、第11条共通)

1 要措置区域と形質変更時要届出区域の概要

一定の基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に、それぞれ区分して指定します。

区分		要措置区域	形質変更時要届出区域
指定の要件	汚染状態に関する基準 (含有量基準、溶出量基準)	超過	超過
	健康被害が生ずるおそれに関する基準	地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域(注1)に飲用井戸等(注2)があること	同左に該当せず
	含有量基準を超過した場合	関係者以外の者が立入りを制限している工場・事業場以外の土地であること	同左に該当せず
	汚染の除去等の措置	措置が完了していないこと	措置が完了していないこと
対策・土地利用の制限等	指定の公示	公示 (台帳も閲覧されます)	公示 (台帳も閲覧されます)
	汚染の除去等の措置	知事の指示措置に基づき、措置を実施しなければなりません	措置は命ぜられません
	土地の形質の変更	事前の届出が不要な行為 ※「確認の申請」によって知事の確認を受けた場合「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
		事後の届出が必要な行為	①形質変更時要届出区域に指定された際、既に着手していた行為 ②非常災害のために必要な応急措置
		上記以外	土地の形質の変更が禁止されます 着手の14日前までの届出が必要です。

(注1)「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とは、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲は、特定有害物質の種類により、また、その場所における地下水の流向・流速等に関する諸条件により大きく異なるとされていますが、一般的な地下水の実流速の下では、次の一般値の長さまで地下水汚染が到達すると考えられています。

特定有害物質の種類	一般値
第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)	概ね1,000m
六価クロム	概ね 500m
砒素、ふつ素及びほう素	概ね 250m
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質(農薬等)	概ね 80m

(注2)「飲用井戸等」とは

- ① 人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の取水口
- ② 水道法に規定する水道事業・水道用水供給事業・専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口
- ③ 災害対策基本法の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- ④ 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、環境基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

2 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

要措置区域及び形質変更時要届出区域における「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」とは、

①から③のとおりです。(規則第43条、規則第50条第1項)

① 次のいずれにも該当しない行為(規則43条1号)

イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること

ロ 対象となる土地の面積の合計が10m²以上であり、かつ、その深さが50cm以上の土地の形質の変更

※ ただし、「帶水層の深さに係る確認の申請」により、市長の確認を受けた深さより1m浅い深さまでの土地の形質の変更は、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります

ハ 対象となる土地の面積の合計が10m²未満であり、その深さが3m以上の土地の形質の変更

※ ただし、「帶水層の深さに係る確認の申請」により、市長の確認を受けた深さより1m浅い深さまでの土地の形質の変更は、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります

② 指示措置等(汚染の除去等の措置)と一体として行われる土地の形質の変更であって、施行方法が「土地の形質の変更に係る確認の申請」により市長の確認を受けたもの(規則43条2号)

③ 汚染の除去等の措置が講じられている要措置区域内(形質変更時要届出区域内)における土地の形質の変更であって、施行方法が「土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請」により市長の確認を受けたもの(規則43条3号)

(2) 市長の確認

(1)の市長の確認は、次の申請により行います。

区分	様式	添付書類	備考
①帶水層の深さに係る確認の申請 (規則43条1号) (規則44条1項、50条2項)	様式第7	<ul style="list-style-type: none">地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由地下水位の観測の結果観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帶水層の深さ井戸の構造図井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面帶水層の深さを定めた理由を説明する書類(地下水位等高線及び地質柱状図)	要措置区域内に地下水位を観測するための井戸を設置し、地下水位を観測(注)すること。 年間を通じた観測の結果及び地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帶水層の深さで申請すること
②土地の形質の変更に係る確認の申請 (規則43条2号) (規則45条1項、50条3項)	様式第8	<ul style="list-style-type: none">土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図	「土地の形質の変更に係る確認の申請の基準」に該当すること
③土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請 (規則43条3号) (規則46条及び50条4項)	様式第9	<ul style="list-style-type: none">土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図	「土地の形質の変更に係る確認の申請の基準」に該当すること

(注) 「地下水位の観測」は、地下水位の季節変動があることを踏まえ、少なくとも1年間行います。

【土地の形質の変更に係る確認の申請の基準】(平成 22 年環境省告示 23 号)

次の各号に該当すること

- 一 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある準不透水層（厚さが 1 m 以上であり、かつ、透水係数が毎秒 $1 \mu \text{m}$ 以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
- 二 土地の形質の変更が終了するまでの間、前号の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。
- 三 原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの指示措置等が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。
- 四 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帶水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帶水層内の基準不適合土壤又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帶水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ロ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帶水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

3 溶出量基準において自然的原因のみと認められる場合

自然的原因のみによって土壤溶出量基準に適合しない土地の周辺に「飲用井戸等」が存在する場合には、上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは「形質変更時要届出区域」に指定します。

【参考】自然的原因と認められる判断について

土壤溶出量基準に適合しない場合、次の 3 つの観点からの検討を行い、これらのいずれの観点も一定の状況を満たすときには、当該土壤に含まれた特定有害物質は専らいわゆる自然的原因によるものである可能性が高いと判断できます。

①特定有害物質の種類等

自然的原因により土壤汚染の可能性がある物質は、以下のとおり。

ヒ素、鉛、フッ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン、六価クロム

※溶出量が土壤溶出量基準の概ね 10 倍を超える場合は人為的原因である可能性が高いが、その場合であっても自然的原因である場合がある。

②特定有害物質の含有量の範囲等

自然的レベルの範囲内とみなせる含有量（全量分析）の上限値の目安 (mg/kg)

物質名	ヒ素	鉛	フッ素	ほう素	水銀	カドミウム	セレン	六価クロム
上限値の目安	39	140	700	100	1.4	1.4	2.0	—

※法に基づく土壤含有量の測定方法（酸抽出法等）により表中目安値を超えた場合には、人為的原因による可能性が高い。

③特定有害物質の分布特性

含有量の分布に、当該物質の使用履歴場所等との関連性を示す局在性が認められないこと

第6 要措置区域

1 要措置区域の指定等 (法第6条第1項及び第2項)

法第3条、第4条及び第5条に基づく土壤汚染状況調査及び第14条の指定の申請による調査の結果が土壤の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準又は含有量基準に適合せず、かつ、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を要措置区域として指定し、その旨を公示します。

2 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止 (法第9条)

要措置区域内においては、次の①から③に掲げる行為以外の土地の形質の変更は禁止されます。

- ① 指示措置等として行う行為
- ② 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

3 汚染の除去等の措置 (法第7条第2項、規則第35条)

要措置区域に指定した場合、汚染原因者や土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置として、措置を講ずべき土地の場所、措置の内容とその理由、措置を講ずべき期限を指示します。

指示を受けた者は、期限までに、指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置（「指示措置等」といいます）を講じなければなりません。

指示措置等を講じていないと認めるときは、指示措置等を講ずべきことを命ずることもあります。

なお、土地の所有者等が、競売における自己競落又はこれに類する行為により土地の所有者等となったものであり、かつ、当該土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる場合は、指示措置として地下水の水質の測定又は立入禁止を指示します（規則第42条）。

(1) 措置の指示

汚染の除去等の措置の指示は、土地の所有者に行います。

ただし、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であって、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、土地の所有者等に異議がないときは、当該汚染原因者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む）に指示します。

【汚染原因者に措置を講じさせることが相当でない場合】

汚染原因者が既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる場合

汚染原因者に費用負担能力が全くない場合

土地の所有者等が措置を実施する旨の合意があった場合又は合意があったとみなされる場合 等

(2) 指示措置の内容 (法第7条第3項、規則第36条)

① 土壤含有量基準が超過する土地（直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合）

措置の種類	乳幼児の砂遊び場若しくは園地又は遊園地等の土地	地表面を50cm以上高くすることで日常生活に支障が生ずる土地	その他の土地	備考
立入禁止	○	○	○	
舗装	○	○	○	
盛土	×	×	◎	
土壤入換え	×	◎	○	
土壤汚染の除去	◎	○	○	

【凡例】◎：指示措置、○：同等の措置、×：適用不可能な措置

② 土壌溶出量基準を超過する土地（地下水経由の観点からの土壌汚染）

ア 地下水汚染が生じていない場合は、「地下水調査」を指示します。

測定結果については、土地の所有者等に対し、市長への報告が義務付けられます。

なお、この報告により、特定有害物質による地下水汚染が確認された場合は、次項イの「地下水汚染が生じている場合の措置」を指示します。

措置の種類	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)		第2種特定有害物質 (重金属等)		第3種特定有害物質 (農 薬 等)		備 考
	第2溶出量 基 準 適 合	第2溶出量 基 準 不 適 合	第2溶出量 基 準 適 合	第2溶出量 基 準 不 適 合	第2溶出量 基 準 適 合	第2溶出量 基 準 不 適 合	
地 下 水 調 査	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

イ 地下水汚染が生じている場合は、次の措置を指示します。

措置の種類	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)		第2種特定有害物質 (重金属等)		第3種特定有害物質 (農 薬 等)		備 考
	第2溶出量 基 準 適 合	第2溶出量 基 準 不 適 合	第2溶出量 基 準 適 合	第2溶出量 基 準 不 適 合	第2溶出量 基 準 適 合	第2溶出量 基 準 不 適 合	
原位置封じ込め	◎	◎(注1)	◎	◎(注1)	◎	×	
遮水工封じ込め	◎	◎(注1)	◎	◎(注1)	◎	×	
地 下 水 汚 染 の 拡大の防止	○	○	○	○	○	○	
土壤汚染の除去	○	○	○	○	○	○	
遮断工封じ込め	×	×	○	○	×	◎	
不 溶 化	×	×	○	×	×	×	

【凡例】◎：指示措置、○：同等の措置、×：適用不可能な措置

(注 1) 第2溶出量基準に不適合土壤は、不溶化又は原位置浄化し、第2溶出量基準に適合させたうえで、原位置封じ込め、遮水工封じ込めを行う必要があります。

(注 2) 原位置浄化、不溶化埋め戻し、土壤入換において、汚染土壤を当該要措置区域等外に一時的に搬出する場合、汚染土壤の一時的な保管場所については、法第14条の指定の申請を行ってください。

土壌溶出量 基準	土壌含有量 基準	健康被害 のおそれ	要措置区域等	地下水汚染の 有無	第二溶出量 基準	指示措置
適合	適合	—	—	—	—	—
不適合	適合	無 ^{*1}	形質変更時 要届出区域	—	—	—
		有 ^{*1}	要措置区域	無	適合	地下水の水質の測定 原位置封じ込め又は 遮水工封じ込め
				有	不適合	第一、二種特定有害物質 原位置封じ込め又は 遮水工封じ込め 第三種特定有害物質 遮断工封じ込め
				—	—	—
適合	不適合	無 ^{*2}	形質変更時 要届出区域	—	—	土壤汚染の除去
		有 ^{*3}	要措置区域	—	—	盛土(土壤入換)
		有 ^{*2}		—	—	—

— 要件等に無関係

- *1 地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、当該地下水が飲用利用等に供されている地点の有無（深度は問わない）。
- *2 人の暴露の可能性の有無。
- *3 乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地等の場合。
- *4 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地について原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行う場合には、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とした上で封じ込めを行うことが必要となる。

4 汚染土壤の搬出及び処理

要措置区域内の土地の土壤を当該区域外へ搬出する際は、事前届出が必要です。また、汚染土壤の運搬基準の順守及び処理委託が義務付けられています。

また、汚染土壤の処理先については、汚染土壤処理施設が所在している都道府県知事等から「汚染土壤処理業」の許可を得ている必要があります。

5 要措置区域の解除（法第6条第5項）

汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部について、その指定の事由がなくなったと認める際に指定を解除します。

ただし、「土壤汚染の除去」以外の汚染の除去等の措置では、汚染土壤は残存するため、「要措置区域」の指定は解除しますが、「形質変更時要届出区域」に指定しますので、注意してください。

また、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地についての指定を解除する場合は、省略した調査の過程をあらためて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について汚染の除去等の措置を行う必要があります。

6 指示措置の方法の概要 (規則別表第6)

汚染の除去等の措置の種類		汚染の除去等の措置の実施の方法の概要
1 地下水の水質の測定		観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1回/年以上、11年目以降は1回/2年以上、定期的に地下水を測定すること(結果報告要)
2 原位置封じ込め		<ul style="list-style-type: none"> ① 不適合土壤の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 第二溶出量基準不適合の土地は、性状の変更等により第二溶出量基準に適合すること ③ 不適合土壤を囲む鋼矢板等の遮水効力を有する構造物を設置すること(深さは不透水層(5m厚以上透水係数が100nm/秒以下(岩盤はルジオン値が1以下)で最も深い位置まで) ④ ③の構造物を10cm厚以上コンクリート又は3cm厚以上アスファルトにより覆うこと ⑤ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、汚染がない状態が2年間継続すること ⑥ 観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること
3 遮水工封じ込め		<ul style="list-style-type: none"> ① 不適合土壤の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 第二溶出量基準不適合の土地は、性状の変更等により第二溶出量基準に適合すること ③ 二重の遮水シートを敷設した遮水工を設置し、内部に不適合土壤を埋め戻すこと ④ ③の場所を10cm厚以上のコンクリート又は3cm厚以上のアスファルトにより覆うこと ⑤ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、汚染がない状態が2年間継続すること ⑥ 観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること
4 地下水汚染の拡大の防止	揚水施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 扬水施設を設置し、揚水した地下水から特定有害物質を除去すること ② 汚染土壤処理業に関する省令の排出水基準に適合させて公共用水域に排水すること ③ 観測井(観測井間は30m以下)を設け、4回/年以上地下水を測定すること(結果報告要)
	透過性地下水浄化壁	<ul style="list-style-type: none"> ① 地下水基準に適合させるための機能を備えた透過性地下水浄化壁を設置すること ② 観測井(観測井間は30m以下)を設け、4回/年以上地下水を測定すること(結果報告要)
5 土壤汚染の除去	掘削による除去	<ul style="list-style-type: none"> ① 不適合土壤の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 不適合土壤を掘削し、掘削された場所を適合土壤により埋めること ・溶出量: 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、汚染がない状態が2年間継続すること(地下水汚染が生じていないときは1回)
	原位置での浄化	<ul style="list-style-type: none"> ① 不適合土壤の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 抽出・分解する方法により、不適合土壤から特定有害物質を除去すること ・溶出量: 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、汚染がない状態が2年間継続すること ・含有量: 100m³毎に1m深から①まで1m毎に土壤含有量を測定し、基準に適合すること
6 遮断工封じ込め		<ul style="list-style-type: none"> ① 不適合土壤の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 次の要件を備えた仕切設備を設置すること <ul style="list-style-type: none"> 1)一軸圧縮強度が25N/mm²、水密性を有する鉄筋コンクリート35cm厚以上とすること 2)遮水効力及び腐食防止効力を有する材料により覆われていること 3)目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること ③ 仕切設備に基準不適合土壤を埋め戻し、開口部は②の要件の覆いにより閉鎖すること ④ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、汚染がない状態が2年間継続すること ⑤ 観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること
7 不溶化	原位置不溶化	<ul style="list-style-type: none"> ① 不適合土壤の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 性状の変更後、100m³毎に1m深から①まで1m毎に土壤溶出量を測定し、適合すること ③ 飛散等を防止するシート等により覆うこと ④ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、汚染がない状態が2年間継続すること
	不溶化埋め戻し	<ul style="list-style-type: none"> ① 不適合土壤の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 性状の変更後100m³ごとに5点採取し、土壤溶出量基準に適合確認後、埋め戻すこと ③ 飛散等を防止するシート等により覆うこと ④ 観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、汚染がない状態が2年間継続すること
8 舗装		10cm厚以上のコンクリート又は3cm以上のアスファルト(傾斜が著しい場合等はモルタル可)により覆うこと
9 立入禁止		<ul style="list-style-type: none"> ① 人の立入を防止する囲い、出入口に関係者以外立入禁止を表示する立札を設けること ② 飛散等を防止するシートにより覆うこと等の措置を講ずること。
10 土壤入換え	区域外土壤入換え	不適合土壤を掘削し、地表から50cm深までの範囲は砂利等で覆い、次に50cm厚以上の基準適合土壤(傾斜が著しい場合等はモルタル可)により覆うこと
	区域内土壤入換え	<ul style="list-style-type: none"> ① 不適合土壤の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ② 基準適合土壤を①より50cm深以上まで掘削し、不適合土壤を埋め戻すこと ③ ②は砂利等の土壤以外で覆った後、掘削した基準適合土壤により覆うこと
11 盛土		砂利等で覆った後、50cm厚以上の適合土壤(傾斜が著しい場合等はモルタル可)により覆うこと(覆いには損壊防止措置を講ずること)

第7 形質変更時要届出区域（法第11条～第12条）

1 形質変更時要届出区域の指定（法第11条第1項及び第3項）

土壤汚染状況調査の結果、「土壤の特定有害物質による汚染状態」が基準に適合せず、かつ、「健康被害が生ずるおそれに関する基準」に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を「形質変更時要届出区域」として指定し、その旨を公示します。

2 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出（法第12条）

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の14日前までに知事に届け出なければなりません。

届出を受けた場合、「土地の形質の変更の施行方法に関する基準」に適合しないと認めるときは、届出を受けた日から14日以内に計画の変更を命ずることがあります。

なお、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」の場合、届出の必要はありません。

区分	提出期限	様式	添付書類
①形質変更時要届出区域内での土地の形質の変更 (法12条1項)	土地の形質の変更に着手する日の14日前までに届出 (日数には契約事務や設計等の準備行為を含まない)	様式第10	<ul style="list-style-type: none">土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
②形質変更時要届出区域が指定された際に既に着手していた行為 (法12条2項)	指定された際に既に着手していた行為は指定の日から14日以内に届出		
③非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (法12条3項)	非常災害のため応急措置として行う行為については、変更行為の完了後、14日以内に届出		(規則48条)

※「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壤の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壤の搬出を伴わないような行為も含みます。

※「土地の形質の変更をしようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

【形質変更時要届出区域における土地の形質の施行方法に関する基準】（規則第53条）

- ① 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帶水層に接しないようにすること。
- ③ 土地の形質の変更を行った後、法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（16頁）が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

3 形質変更時要届出区域の解除（法第11条第3項及び第4項）

「土壤汚染の除去」により、形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準、土壤含有量基準に適合した場合は、形質変更時要届出区域の全部又は一部について指定を解除します。

なお、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地を解除する場合は、省略した調査の過程をあらためて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について「土壤汚染の除去」を行うことで指定を解除します。

第8 汚染土壌の搬出等に関する規制（法第16条～法第21条）

要措置区域・形質変更時要届出区域内の土壌を区域等外へ搬出し移動させることは、汚染の拡散をもたらす可能性があります。

このため、要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の土壌を当該区域外へ搬出する際の事前届出制度とともに、汚染土壌の運搬基準及び処理委託義務が設けられています。

1 汚染土壌の搬出時の措置の届出（法第16条第1項）

要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の土壌を当該区域外へ搬出しようとする者は、次表のとおり届け出なければなりません。ただし、汚染土壌を試験研究に用いる場合は、除きます。

また、次表の①又は②の届出があった場合において、「汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合」、又は、「許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しない場合」は、当該届出を受けた日から14日以内に限り、措置を命ずることがあります。

区分	提出期限	様式	添付書類
① 要措置区域等から汚染土壌を搬出しようとする場合 (法16条1項)	着手の14日前までに届出	様式第16	<ul style="list-style-type: none">・汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面・搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し・汚染土壌を運搬する自動車等の構造を記した書類・保管施設の構造を記した書類（運搬の過程において、積替えのために一時的に保管する場合）・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類・汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し <p>(規則61条2項)</p>
② 届け出た事項を変更する場合 (法16条2項)	届出に係る行為に着手する日の14日前までに届出	様式第17	同上 ただし、既に届け出た書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して書類又は図面の添付を省略することができます。 (規則63条)
③ 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した場合 (法16条3項)	汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に届出	様式第18	<ul style="list-style-type: none">・汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真・搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し・汚染土壌を運搬する自動車等の構造を記した書類・保管施設の構造を記した書類・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（例：契約書の写し）・汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に係る許可証の写し <p>(規則64条2項)</p>

※ 「汚染土壌」とは、要措置区域等内の土地の土壌をいい、含水率が高く泥状ものであっても汚染土壌として取り扱います。

※ 「搬出」とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいいます。ただし、要措置区域等と一筆であるなど要措置区域等内の土地の所有者等と同一の者が所有等をする当該要措置区域等に隣接する土地において、一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度当該要措置区域等内に当該汚染土壌を埋め戻す場合は、「搬出」に該当しないものとして取り扱います。

※ 「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者」とは、搬出に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。

※ 搬出に当たって要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合にあっては、当該行為を積替えのための一時保管とみなします。

また当該行為を行う場所は「積替のために一時的に保管する場所の基準」(20頁)を適用します。

(2) 搬出しようとする土壤の調査

指定調査機関が環境省令で定める方法（規則59条1項1号の「掘削前調査」に限ります）により調査した結果、次の申請により、市長が25種すべての特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合すると認めたものは、法の規制を受けることなく、要措置区域等外へ搬出することができます。

区分	様式	添付書類
搬出しようとする土壤の基準適合認定申請 (規則第60条)	様式第15	・土壤の調査の結果報告書 ・掘削前に試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面

2 汚染土壤の運搬に関する基準（法第17条～法第18条）

要措置区域・形質変更時要届出区域外において汚染土壤を運搬する者は、(1)から(4)の基準に従い、当該汚染土壤を運搬しなければなりません。

なお、非常災害のために必要な応急措置として運搬を行う場合はこの限りでありませんが、搬出後の汚染土壤は基準に従い、汚染土壤処理業者に処理の委託をしなければなりません。

(1) 運搬に関する基準（規則第65条第1号～第5号）

- ① 運搬は次によること
 - ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること
 - ・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること
- ③ 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること
- ④ 自動車等の両側面に汚染土壤を運搬している旨を140ポイント以上の文字を用いて表示し、かつ、管理票を備え付けること
- ⑤ 混載については次によること
 - ・運搬の過程において、汚染土壤とその他の物を混合してはならないこと
 - ・運搬の過程において、汚染土壤から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと
 - ・異なる要措置区域等から搬出された汚染土壤が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。（当該汚染土壤を一の汚染土壤処理施設において処理する場合は対象外）

(2) 積替えを行う場合の基準（規則第65条第6号～第7号）

- ① 汚染土壤の積替えを行う場合には、次によること。
 - ・積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壤の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。
 - ・積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 汚染土壤の保管は、汚染土壤の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

(3) 積替えのため一時的に保管する場所の基準（規則第65条第8号～第9号）

- ① 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと
 - ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壤の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること
 - ・見やすい箇所に掲示板（大きさは縦及び横それぞれ60cm以上、保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示）が設けられていること

- ② 保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること
- ・保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること
 - ・汚染土壤の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること
 - ・屋内において汚染土壤を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること
- ③ 汚染土壤の荷卸しその他の移動を行う場合には、汚染土壤の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
- ・粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと
 - ・当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと
 - ・当該移動させる汚染土壤を防じんカバーで覆うこと
 - ・当該移動させる汚染土壤に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること
 - ・上記の措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること

(4) その他の基準 (規則第 65 条第 10 号～第 15 号)

- ① 汚染土壤の荷卸しは、汚染土壤の搬出の届出に記載された場所（汚染土壤処理施設）以外の場所で行なってはならないこと
- ② 汚染土壤の引渡しは、汚染土壤の搬出の届出に記載された者（汚染土壤処理業者）以外に行なってはならないこと
- ③ 汚染土壤の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から 30 日以内に終了すること
- ④ 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと
- ⑤ 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壤を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壤を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならないこと
- ⑥ 当該汚染土壤の運搬を他人に委託してはならないこと

(5) 運搬容器等の例 (汚染土壤の運搬に関するガイドライン)

特定有害物質		運搬容器等
第一種		フレキシブルコンテナ(内袋有)
第二種	構造による対応	バラ積み+浸透防止シート等
	容器による対応	フレキシブルコンテナ+浸透防止シート等
水銀及びその他の化合物		フレキシブルコンテナ(内袋有)
第三種	構造による対応	バラ積み+浸透防止シート等
	容器による対応	フレキシブルコンテナ+浸透防止シート等
	PCB 第二溶出量基準適合	フレキシブルコンテナ(内袋有)又はドラム缶
	PCB 第二溶出量基準不適合	ドラム缶

3 汚染土壤の処理の委託義務 (法第 18 条)

要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土壤を区域外で処理を行う場合には、「汚染土壤処理業者」として所在地の知事等の許可を受けた「汚染土壤処理施設」において処理を行わなければなりません。なお、要措置区域内で汚染土壤を処理する場合は、「汚染土壤処理業」の許可は不要です。

【参考】汚染土壤処理施設の種類 (汚染土壤処理業に関する省令第 1 条)

- ① 処理施設 : 処理、溶融、不溶化を行うための施設
- ② セメント製造施設 : 汚染土壤を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
- ③ 埋立処理施設 : 汚染土砂の埋め立てを行う施設
- ④ 分別等処理施設 : 汚染土壤から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壤の含水率を調整するための施設

4 汚染土壤処理業者（法第22条～第28条）

汚染土壤処理業者は、汚染土壤処理施設ごとに所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければなりません（法第22条第1項）。長崎市内で汚染土壤処理業の許可を受けようとする場合は、長崎市環境保全課までお問い合わせください。

5 管理票による搬出土壤の管理（法第20条～法第22条）

汚染土壤を要措置区域・形質変更時要届出区域の外へ搬出する者は、汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、汚染土壤の引渡しと同時に汚染土壤の運搬を受託した者（委託が汚染土壤処理のみの場合は処理受託者）に対し、管理票を交付しなければなりません。（法第20条第1項）

（1）管理票の交付、回付、保存

管理票は、「汚染土壤の搬出の届出」の際に、市長に提出した管理票（様式第19）の写しの「原本」を用います。（規則第66条第1項）

なお、管理票は、運搬の用に供する自動車等ごとに交付してください。（規則第66条第2項）

また、次表のとおり、管理票には必要事項の記載や管理票の写しを回付、また、管理票の保存が必要です。

区分	管理票の記載事項	管理票写しの回付（法20条）	管理票の保存期間
管理票交付者	・交付年月日等、氏名等、要措置区域等の所在地、運搬受託者の住所等、積替えを行う場所の名称等、保管施設の所在地等、処理受託者の住所等、汚染土壤処理施設の名称等 (規則67条)		交付した管理票の控えを運搬受託者（処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間、保管（規則66条）
運搬受託者（法20条3項）	・運搬を担当した者の氏名、運搬の用に供した自動車等の番号、汚染土壤を引き渡した年月日、運搬を行った区間、当該委託に係る汚染土壤の重量 (規則68条)	汚染土壤の運搬を終了したときは、10日以内に「管理票交付者」に管理票の写しを送付すること (規則69条)	5年間（規則75条）
処理受託者（法20条4項）	・当該委託に係る汚染土壤の引渡しを受けた者の氏名、処理を担当した者の氏名、処理を終了した年月日、処理の方法 (規則70条)	汚染土壤の処理を終了したときは、10日以内に「管理票交付者（運搬受託者にも）」に管理票の写しを送付すること (規則71条)	5年間（規則76条）
管理票交付者（法20条5項）		管理票の写しの送付を受けたときは、汚染土壤の運搬、処理が終了を確認すること。 (法20条6項)	5年間（規則72条）

（注）汚染土壤の処理施設で処理を行った後で、別の汚染土壤処理施設（再処理汚染土壤処理施設）に搬出する場合は、施設間の運搬に係る管理票（二次管理票）が必要です。

（2）期間内に管理票の送付がない場合、又は、必要事項の記載がない管理票の送付を受けた場合

管理票交付者は、次のとおり、管理票の写しの送付を受けない時、必要事項の記載がない管理票の送付を受けた時、虚偽の記載のある管理票の送付を受けた時は、速やかに汚染土壤の運搬又は処理の状況を調査し、市長に届出なければなりません。（法第22条第6項）

区分	届出様式	届出期限
管理票の交付日から「40日」まで「運搬受託者」から管理票の写しの送付を受けない場合	様式第20	速やかに
管理票の交付日から「100日」まで「処理受託者」から管理票の写しの送付を受けない場合	様式第20	速やかに
必要事項の記載がない管理票の送付を受けた時、虚偽の記載のある管理票の送付を受けた時	様式第20	速やかに

6 埋め戻し土壤の品質管理指針

種類			分析頻度	分析対象物質
客土	自然地盤 S種	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理データを蓄積しており、自然的原因による指定基準不適合のおそれがないとみなすことができる採土場から搬入する土壤 自然地盤を掘削した際に発生する土壤のうち、資料等調査により、自然的原因による指定基準不適合となるおそれがないとみなすことができるもの 	なし	なし
		<ul style="list-style-type: none"> 採土場から搬入する土壤のうち、上欄及び下欄に示したものを除いたもの 自然地盤を掘削した際に発生する土壤のうち、上欄及び下欄に示すものを除いたもの 	発生場所毎におおむね 5,000m ³ 毎に1回	<ul style="list-style-type: none"> 自然的原因による指定基準不適合のおそれのある特定有害物質8物質(資料等調査から明らかに汚染の可能性がないと認められる特定有害物質等は省略してもよい)
	自然地盤 B種	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理データを所有していない採土場から搬入する土壤 品質管理データはあるが自然的原因による指定基準不適合のおそれがある採土場から搬入する土壤・自然地盤を掘削した際に発生する土壤のうち、資料等調査を実施していないもの 自然地盤を掘削した際に発生する土壤のうち、自然的原因による指定基準不適合のおそれがあるもの 	発生場所毎におおむね 900m ³ 毎に1回	<ul style="list-style-type: none"> 砒素、鉛、ふつ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン、六価クロム
既利用地等の土壤	既利用地 B種	<ul style="list-style-type: none"> 既利用地及び人為的改変を受けている土地のうち、下欄に示した土地を除いた土地から発生する土壤 	発生場所毎におおむね 900m ³ 毎に1回	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準が定められている特定有害物質全物質(資料等調査から明らかに汚染の可能性がないと認められる特定有害物質等は省略してもよい)
	既利用地 C種	<ul style="list-style-type: none"> 現在、特定有害物質を使用等している工場又は事業場の敷地から発生する土壤・特定有害物質を使用等していた工場又は事業場の敷地又は跡地から発生する土壤・土地利用履歴が不明な土地から発生する土壤・特定有害物質の使用状況が不明な工場又は事業場の敷地又は跡地から発生する土壤 	発生場所毎におおむね 100m ³ 毎に1回	
浄化土壤		<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壤から特定有害物質を除去した後の土壤 	おおむね 100m ³ 毎に1回	<ul style="list-style-type: none"> 浄化対象の特定有害物質・浄化工程により指定基準不適合となるおそれのある特定有害物質・未調査物質で指定基準不適合となるおそれのある特定有害物質

第9 主な罰則 (法第65条～第69条関係)

法第65条 (次の命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設廃止時の土壤汚染状況調査の未報告者への報告命令 特定施設廃止時の土壤汚染状況の虚偽報告者への内容是正命令 一定規模以上の形質変更時の土壤汚染状況調査の未報告者への報告命令 土壤汚染による健康被害が生じるおそれがある土地の土壤汚染状況調査及び調査結果報告命令 要措置区域内での汚染除去等の指示措置命令に違反 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止に違反 汚染土壤処理業者でない者が汚染土壤処理業として行った者 形質変更時要届出区域の土地の形質変更計画変更命令 汚染土壤運搬方法変更命令 汚染土壤処理に係る汚染土壤処理業者への委託命令 汚染土壤運搬違反者への措置命令 汚染土壤処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合の措置命令 	<p>(法第3条第3項) (法第3条第3項)</p> <p>(法第4条第2項)</p> <p>(法第5条第1項) (法第7条第4項)</p> <p>(法第9条)</p> <p>(法第22条第1項) (法第12条第4項)</p> <p>(法第16条第4項) (法第16条第4項)</p> <p>(法第19条)</p> <p>(法第19条)</p>
法第66条 (次に該当する者は3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)	<ul style="list-style-type: none"> 調査猶予者の土地利用変更の無届又は虚偽の届出 一定規模以上の形質変更の無届又は虚偽の届出 形質変更時要届出区域の形質変更の無届又は虚偽の届出 要措置区域等の汚染土壤搬出の無届又は虚偽の届出 要措置区域等の汚染土壤搬出届の変更の無届又は虚偽届出 運搬の基準に違反して汚染土壤を運搬した者 汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった者 管理票を交付せず、若しくは管理票に必要事項を記載せず、又は虚偽の記載をして管理票を交付した者 管理票の写しを送付せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 汚染土壤運搬者が汚染土壤処理委託者に対し管理票を回付しなかった者 管理票又はその写しを保存しなかった者 汚染土壤の処理の委託を受けていないのに、虚偽の記載をして管理票を交付した者 運搬受託者又は処理受託者は運搬又は処理が終了せずに管理票を送付した者 	<p>(法第3条第4項) (法第4条第1項)</p> <p>(法第12条第1項)</p> <p>(法第16条第1項) (法第16条第2項)</p> <p>(法第17条)</p> <p>(法第18条第1項、第22条第7項)</p> <p>(法第20条第1項)</p> <p>(法第20条第3項、第4項)</p> <p>(法第20条第3項) (法第20条第5項、第7項、第8項)</p> <p>(法第21条第1項、第2項)</p> <p>(法第21条第3項)</p>
法第67条 (次に該当する者は30万円以下の罰金)	<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壤処理業者が汚染土壤処理に関し記録せず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録を備え行った場合 土壤汚染状況調査に係る土地等において、求めた報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は県の職員等が行う立入検査を拒み、妨げ、忌避した者 	<p>(法第22条第8項)</p> <p>(法第54条第1項、第3項、第4項、第5項)</p>
法第69条 (次に該当する者は20万円以下の過料)	<ul style="list-style-type: none"> 形質変更時要届出区域に指定された際、その指定区域内で既に土地の形質の変更に着手している者で、指定日より14日以内に変更届を行わなかった者或いは虚偽の届出を行った者 要措置区域、形質変更時要届出区域で、非常災害のため必要な応急措置として土地の形質変更を行った者で、変更した日より14日以内に変更届を行わなかった者或いは虚偽の届出を行った者 管理票の送付、若しくは管理票に必要事項を記載せず、或いは虚偽の記載があったことの届出を行わなかった者、或いは虚偽の届出を行った者 	<p>(法第12条第2項)</p> <p>(法第12条第3項、第16条第3項)</p> <p>(法第20条第6項)</p>

○ 行為者及び法人に対する両罰規定が適用されます

法第68条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第66条から法第68条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第10 報告及び検査（法第54条）

次表の土壤汚染状況調査に係る土地等については、報告の徴収、立入検査を行います。

区分	対象	備考
(1) 土壤汚染状況調査に係る土地 (法54条1項)	土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の所有者等、要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地において汚染の除去等の措置を行う者等に対し、当該土地の状況等について報告を求め、当該土地に立ち入り、当該土地の状況等を検査	「土壤汚染状況調査に係る土地」とは、土壤汚染状況調査を行い、又は行った土地のほか、法第5条第1項に規定する土壤汚染状況調査の命令の対象となる可能性が高く、命令の対象となるかどうかを判断する必要性が高い土地
(2) 汚染土壤の搬出及び運搬 (法54条3項)	汚染土壤を搬出した者又はその運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況について報告を求め、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車等に立ち入り、汚染土壤の状況や、帳簿、書類その他の物件を検査	「汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所」とは、汚染土壤の積替場所や保管場所等
(3) 汚染土壤の処理 (法54条4項)	汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査	「汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所」とは、汚染土壤処理施設に係る事業場以外の事務所であって、汚染土壤の処理の事業に関する業務を行う事務所